

中小企業海外市場開拓支援事業実施要綱

第1 趣旨

公益社団法人静岡県国際経済振興会（以下「振興会」という。）は、海外市場開拓のための事業を実施する静岡県内の中小企業等に対し本要綱の定めるところにより、予算の範囲内において中小企業海外市場開拓支援金（以下「支援金」という。）の支給を行い、県内中小企業の国際化の促進と国際競争力の強化を図る。

第2 申請対象者

申請対象者は、次に掲げる(1)、(2)の要件をすべて満たすものとする。

(1) 中小企業基本法第2条に定める中小企業又は、その複数で構成する任意のグループ（事業組合も可）であること。

ただし次のいずれかに該当する中小企業は対象外とする。

①発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業

②発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

(2) 静岡県内に主たる事業所を有すること

第3 申請条件

支援金は複数年に渡って連続して申請することができる。ただし、同一国を対象とする支援金の支給を3年連続して受けている者は、当該対象国を対象とする支援金の申請をすることができない。

第4 対象事業

支援金の支給対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 海外見本市出展
- (2) 海外向け販売促進媒体作成
- (3) 外国出願（特許、意匠、商標）
- (4) 海外市場調査
- (5) 国際規格認証取得申請
- (6) 海外向けオンライン販売

第5 支援金対象経費及び支給金額

支援金の対象となる経費は、下表の通りとする。また、支給金額は対象総経費の1/2以内で、1社あたり50万円を上限とする。なお、申請時に明記されていない経費は対象とならない。また、二重助成防止のため、静岡県等他の団体から助成を受けている経費は申請しないこと。

対象事業	対象経費
(1) 海外見本市出展 (WEB開催含む)	出展料金、装飾費、展示品等輸送経費 出展に係る経費等 複数の見本市出展に係る経費について認める。
(2) 海外向け販売促進媒体作成	製品紹介・販売用媒体作成費、海外向け広告宣伝費、 SNS 広告作成・掲載費
(3) 外国出願（特許、意匠、商標）	特許・商標・意匠出願経費、弁理士費用、翻訳料 上記に該当する複数の出願について認める。
(4) 海外市場調査	海外市場調査に要する経費、海外仕入先・販売先 開拓の調査費、海外企業信用調査費
(5) 国際規格認証取得申請	国際規格認証取得に係る経費、事前検査関連費
(6) 海外向けオンライン販売	海外のECショッピングモール出店に係る経費 海外向けオンラインショップシステム（ECサイト） 構築または改良に係る経費

第6 申請手続き

(1) 申請書類

- ① 中小企業海外市場開拓支援事業申請書（様式第1号）
- ② その他別に定める書類

(2) 申請期限

別に定める日

第7 支援金の受給者決定及び公表

(1) 振興会による書面審査及び審査会による審査にて、支援金の受給者を決定する。また振興会は、申請者全てに対し審査結果を通知する。

(2) 受給決定者は、振興会のホームページにおいて事業者名と申請事業概要を公表する。

第8 事業の変更

受給が決定した申請者（以下「受給決定者」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に、すみやかに変更申請書（様式第2号）を提出し振興会の承認を受けなければならない。また、振興会は、変更の内容に応じて支援内容の変更または支援の取り消しをすることができる。変更申し出の最終締め切りは当年度1月最終営業日とする。

- ① 支給対象経費の20%を超える変更（増減）
- ② 出展する海外見本市の変更
- ③ 作成する販売促進媒体の種類、対象の変更
- ④ 外国出願の対象となる技術、出願方法、出願国のいずれかの変更
- ⑤ 海外市場調査の依頼先または調査委託先の変更
- ⑥ 認証・規格の変更、または認証・規格の対象となる製品の変更、認証団体の変更
- ⑦ 事業の目的や内容に関わる重大な変更

第9 受給の辞退

受給決定後、対象期間内に事業が完了しないことが判明した場合、事業の実施が困難となった場合、他団体からの助成が決定し当該助成を選択した場合、外国出願事業に係る特許庁中小企業知的財産活動支援事業費補助金の採択を受けた場合は、すみやかに振興会に報告の上、中小企業海外市場開拓支援金受給辞退届（様式第3号）を提出すること。辞退申し出の最終締め切りは当年度1月最終営業日とする。

第10 支給決定の取消

受給決定者が次に掲げるいずれかの項目に該当すると認められた場合、振興会は支給決定を取消すものとする。

- (1) 申請した事業を実施しなかった場合
- (2) 虚偽の申請・報告を行った場合
- (3) 要綱に定める条項に違反した場合
- (4) 振興会が支援金の支給を不相当と認めた場合

第11 実施報告

受給決定者は、事業終了後2週間以内に実施報告書（様式第4号）に別に定める書類を添えて、振興会へ提出しなければならない。申請時に明記していなかった経費については報告書に記載できない。

第12 支援金の請求

受給決定者は、振興会からの交付確定通知（様式第5号）を受理後、1週間以内に支援金請求書（様式第6号）を振興会へ提出しなければならない。

第13 フォローアップ報告

受給決定者は、事業実施年度3月末時点及び事業実施翌年度の8月末時点の事業成果を別途設定された締め切りまでにフォローアップ報告書（様式第7号）により振興会に報告しなければならない。

第14 調査協力

支援金受給者は、振興会が実施する当該事業の実施効果調査に、可能な限り協力しなければならない。

第 15 要綱の違反について

要綱に定める条項に違反した場合、次回以降の支援金申請を認めない。

第 16 雑則

この要綱に定めるもののほか、中小企業海外市場開拓支援事業の実施について必要な事項は、振興会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 18 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 10 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。